

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3083号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「当該児童代理人弁護士（f 小学校案件）への聴き取り調査について（依頼）」ほか11件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3083号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3083	令和元年5月29日	令和元年7月10日	令和元年10月10日	令和元年11月11日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3083	別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示 答申「3 実施機関の一部開示理由説明要旨」(1)から(4)までの記載のとおり	別表3に示す部分を開示すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3083	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《いじめ重大事態調査に係る事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づき、同項で規定する重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態調査を行っている。</p>

答申 番号	判断の要旨
3083	<p>教育委員会が調査主体となった場合には、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）が、いじめ重大事態調査を行い、再発防止策を含む調査結果を教育委員会に答申する。</p> <p>法第30条第2項では、重大事態の発生の報告を受けた地方公共団体の長（横浜市にあっては、市長）は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、いじめ重大事態調査の結果について再調査を行うことができるとされ、横浜市では、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第18条の規定により横浜市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が、市長の諮問に応じて再調査し、答申し、又は意見を具申する。</p> <p>また、調査委員会は、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱（平成26年4月1日市人第733号）第5条第2項の規定により、再調査の必要性について市長が意見を求める場合には、審議し、市長へ意見を具申する。</p> <p>市民局人権課は、調査委員会の事務局業務を所管しており、調査委員会資料についても同課が作成し、保有している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、専門委員会がいじめ重大事態調査を行った特定のいじめの事案に関して、再調査の必要性を判断する調査委員会の資料であり、関係者への聴取調査に係る依頼文である個人情報1から個人情報3まで、調査委員会の会議資料である個人情報4から個人情報8まで、調査委員会の議事の記録である個人情報9、再調査の必要性についての意見具申書案である個人情報10、審査請求人の代理人が提出した意見書である個人情報11及び個人情報12から成る。</p> <p>当審査会において本件保有個人情報を見分し、非開示情報を別表2のとおり分類し、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報4及び非開示情報10について</p> <p>非開示情報4には専門委員会で、非開示情報10には調査委員会で発言した委員の氏名や発言内容、専門委員会及び調査委員会（以下「各委員会」という。）の事務局の職員の発言内容が記載されている。</p> <p>発言した委員の氏名を開示すると、どの委員がどれだけ発言したのか、どの委員とどの委員の議論が長く続いたのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのかといった事実が明らかになり、各委員になんらかの圧力がかけられたり、嫌がらせ等の行為が発生する可能性もある。また、委員の発言内容の部分には、審査請求人以外の関係者の個人に関する情報や、開示しないことを前提として収集された情報、発言者の専門分野や経験を示す情報が記載され、各委員会の事務局の職員の発言内容には、その直前の委員の発言を受けて当該職員が応答、説明している内容が記載されており、これらを開示すると、発言した委員が特定されるおそれがあるほか、今後の調査の際、関係者から協力を得られなくなるおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報4のうち別表3に示す部分については、議事進行に係る発言や別に審査請求人に開示されている部分であり、非開示情報10のうち別表3に示す部分については、聴取調査を行った調査委員会の委員の氏名であるから、これらを開示したとしても調査委員会の議論に影響を及ぼすとはいえず、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>イ 非開示情報5について</p> <p>非開示情報5には、いじめ事案に係る児童へのアンケートの具体的な回答内容が記載されている。</p> <p>回答内容が開示されると、児童と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後同種の調査依頼に対して児童の協力が得られず、いじめ事案における正確な事実を把握することができなくなり、調査事務に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当する。</p> <p>ウ 非開示情報6について</p>

答申 番号	判断の要旨														
3083	<p>非開示情報6には、聴取調査を実施した調査委員会の委員の氏名が記載されているが、これらを開示したとしても調査委員会の議論に影響を及ぼすとはいえず、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>エ 非開示情報7について</p> <p>非開示情報7には、調査委員会の委員が行った聴取調査に係る被聴取者の氏名が記載されている。</p> <p>被聴取者は、申立人代理人、学校の専任教諭及び専門委員会の委員だが、委員の氏名が開示されたとしても専門委員会の事務の遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないし、他の情報については別に審査請求人に開示されているので、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>オ 非開示情報8について</p> <p>非開示情報8には、調査委員会の委員が専門委員会の委員や学校教諭に行った聴取調査の内容が記載されている。</p> <p>聴取調査は、公にならないことを前提に実施するのが一般的であり、その内容が開示されるとすれば、今後同種の聴取調査を行う際に被聴取者が率直な見解等を述べることをちゅうちょする可能性は否定できず、調査委員会の調査事務に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報8のうち別表3に示す部分については、調査委員会の役割についての事務説明をしているものであり、調査委員会の調査事務に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>カ 非開示情報9について</p> <p>非開示情報9には、調査委員会の委員の意見や判断の内容、検討段階の意見具申の文案が記載されている。これらを開示することとなると、最終版において変更された理由等について不正確な推測による無用な誤解が生じることを懸念して、委員のかつ違な意見が損なわれるおそれがあるため、本号柱書に該当する。</p> <p>《旧条例第22条第5号の該当性について》</p> <p>非開示情報1について</p> <p>非開示情報1には、弁護士印の印影が記載されている。弁護士印の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>非開示情報2及び非開示情報3について</p> <p>非開示情報2には本人開示請求者以外の氏名や対応の内容が、非開示情報3には本人開示請求者以外から提出された文書に記載された情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号柱書に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報2及び非開示情報3のうち別表3に示す部分は、別に審査請求人に開示されているため、本号ただし書アに該当し開示すべきである。</p> <p>別表1 本件保有個人情報</p> <table border="1" data-bbox="236 1803 1453 2112"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1803 443 1843">個人情報</th> <th data-bbox="443 1803 1453 1843">審査請求に係る保有個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1843 443 1919">個人情報1</td> <td data-bbox="443 1843 1453 1919">当該児童代理人弁護士（f 小学校案件）への聴き取り調査について（依頼）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1919 443 1960">個人情報2</td> <td data-bbox="443 1919 1453 1960">横浜市いじめ問題専門委員会委員への聴き取り調査について（依頼）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1960 443 2000">個人情報3</td> <td data-bbox="443 1960 1453 2000">小学校専任教諭への聴き取り調査について（依頼）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 2000 443 2040">個人情報4</td> <td data-bbox="443 2000 1453 2040">平成30年度 第1回 横浜市いじめ問題調査委員会資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 2040 443 2080">個人情報5</td> <td data-bbox="443 2040 1453 2080">平成30年度 第2回 横浜市いじめ問題調査委員会資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 2080 443 2112">個人情報6</td> <td data-bbox="443 2080 1453 2112">平成30年度 第3回 横浜市いじめ問題調査委員会資料</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報	審査請求に係る保有個人情報	個人情報1	当該児童代理人弁護士（f 小学校案件）への聴き取り調査について（依頼）	個人情報2	横浜市いじめ問題専門委員会委員への聴き取り調査について（依頼）	個人情報3	小学校専任教諭への聴き取り調査について（依頼）	個人情報4	平成30年度 第1回 横浜市いじめ問題調査委員会資料	個人情報5	平成30年度 第2回 横浜市いじめ問題調査委員会資料	個人情報6	平成30年度 第3回 横浜市いじめ問題調査委員会資料
個人情報	審査請求に係る保有個人情報														
個人情報1	当該児童代理人弁護士（f 小学校案件）への聴き取り調査について（依頼）														
個人情報2	横浜市いじめ問題専門委員会委員への聴き取り調査について（依頼）														
個人情報3	小学校専任教諭への聴き取り調査について（依頼）														
個人情報4	平成30年度 第1回 横浜市いじめ問題調査委員会資料														
個人情報5	平成30年度 第2回 横浜市いじめ問題調査委員会資料														
個人情報6	平成30年度 第3回 横浜市いじめ問題調査委員会資料														

答申番号	判断の要旨			
3083	個人情報 7	平成30年度 第4回	横浜市いじめ問題調査委員会資料	
	個人情報 8	平成30年度 第5回	横浜市いじめ問題調査委員会資料	
	個人情報 9	平成30年度 第1回	横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ	
		平成30年度 第2回	横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ	
		平成30年度 第3回	横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ	
		平成30年度 第4回	横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ	
		平成30年度 第5回	横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ	
	個人情報10	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について（意見具申）案（3月8日版） 横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について（意見具申）案（3月15日版） 		
	個人情報11	所見としての意見書		
	個人情報12	意見書（「所見としての意見書」の補充）		
	別表2 非開示情報			
		非開示情報	非開示の内容	非開示理由
	非開示情報 1	弁護士印の印影	旧条例第22条第5号	個人情報 4、個人情報11及び個人情報12
	非開示情報 2	対応経過に関する記録	旧条例第22条第3号	個人情報 4及び個人情報 5
	非開示情報 3	開示請求者本人以外から提出された文書	旧条例第22条第3号	個人情報 4
	非開示情報 4	専門委員会における委員の氏名並びに委員及び事務局の発言内容	旧条例第22条第7号	個人情報 4
	非開示情報 5	児童へのアンケートに記載された情報	旧条例第22条第7号	個人情報 5
	非開示情報 6	聴取調査実施委員の氏名	旧条例第22条第7号	個人情報 1 から個人情報 3 まで及び個人情報 5
	非開示情報 7	聴取調査における被聴取者名	旧条例第22条第7号	個人情報 5
	非開示情報 8	聴取調査における聴取内容	旧条例第22条第7号	個人情報 5
	非開示情報 9	調査委員会における検討内容	旧条例第22条第7号	個人情報 6 から個人情報 8 まで及び個人情報10
	非開示情報10	調査委員会における委員の氏名並びに委員及び事務局の発言内容	旧条例第22条第7号	個人情報 9
別表3 非開示情報のうち開示すべき部分				
答申「別表3 非開示情報のうち開示すべき部分」の記載のとおり				

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号省略）

- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第6号省略）

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

（保有個人情報の一部開示）

第23条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、当該非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、本人開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（第2項省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881